

熊本県原油価格高騰等運送事業者支援金交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊本県原油価格高騰等運送事業者支援事業補助金交付要領に定める補助事業者が行う支援金（以下、「支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の第1号及び第2号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和5年1月1日時点で、次の①又は②の事業を営み、県内に本社又は営業所を有する者
 - ① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項の規定に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業
 - ② 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項の規定に定める第二種貨物利用運送事業
- (2) 支給申請時に前号に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があること

(支援金の交付対象車両)

第3条 支援金の交付対象となる車両は、次の第1号及び第2号の要件をすべて満たす車両^(※1)とする。

- (1) 令和5年1月1日時点で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の規定に定める普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、九州運輸局熊本運輸支局管内において事業用車両として登録又は届出がされていること
- (2) 熊本県内の営業所が保有する有効な自動車検査証の交付を受けた事業用車両^(※2)であること
 - (※1) 電気自動車、霊柩車、被牽引車及び原動機付き自転車を含む自動二輪車は除く
 - (※2) リース車両を含む。ただし、自動車検査証に記載の使用者が、申請者と同一の個人又は法人であること

(交付額)

第4条 支援金の交付額は、車両区分に応じ、次の第1号及び第2号に掲げる金額とする。ただし、1事業者当たりの交付上限額は300万円とする。

- (1) 普通及び小型貨物自動車 1台当たり8万5千円
- (2) 軽貨物自動車 1台当たり2万5千円

附 則

この基準は、令和5年（2023年）1月20日から施行する。